女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の報告及び同法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

令和8年10月公表

宝塚市消防本部

1　女性活躍推進法第19条第6項の規定に基づく実施状況の報告

（1）　採用試験受験者の女性割合

男性	女性	合計	女性の割合
73	6	79	7.6%

（2）　女性職員の採用割合

男性	女性	合計	女性の割合
5	1	6	16.7%

（3）　中途採用の男女別実績

男性	女性	合計	女性の割合

※消防本部は中途採用を実施していない。

（4）　職員の女性割合（令和8年4月1日時点）

男性	女性	合計	女性の割合
235	11	246	4.5%

（5）　年代別離職率

年代	男性	女性
24歳以下	0.0%	0.0%
25歳～29歳	0.0%	0.0%
30歳～34歳	0.0%	0.0%
35歳～39歳	0.0%	0.0%
40歳～44歳	2.2%	50.0%
45歳～49歳	0.0%	33.3%
50歳～54歳	0.0%	0.0%
55歳～59歳	0.0%	0.0%

（6） 男女別育児休業取得率及び取得期間の分布状況

男性	女性
82.6%	－－－

【男性】

1週間未満	1週間以上2週間未満	2週間以上1月以下	1月超3月以下	
20.8%	4.2%	20.8%	33.3%	
3月超6月以下	6月超9月以下	9月超12月以下	12月超24月以下	24月超
12.5%	4.2%	4.2%	0.0%	0.0%

【女性】

1週間未満	1週間以上2週間未満	2週間以上1月以下	1月超3月以下	
－－－	－－－	－－－	－－－	
3月超6月以下	6月超9月以下	9月超12月以下	12月超24月以下	24月超
－－－	－－－	－－－	－－－	－－－

（7） 男性の配偶者出産休暇等取得率及び取得日数の分布状況

	取得者数	取得率	取得日数の分布状況
取得者合計	17	73.9%	100.0%
1日以上5日未満	8		47.1%
5日以上取得	9		52.9%

（8） 超過勤務の状況及び超過勤務上限の職員数（1ヶ月の平均値）

超過勤務（月平均）	超過勤務上限（月45h）の職員数（月平均）
5.1時間	0.1人

（9） 年次休暇取得状況

平均取得日数	5日未満取得者割合
12.9日	0.4%

（10） 役職別女性割合（令和8年4月1日時点）

役職	男性	女性	合計	女性の割合
本庁部局長相当職	1	0	1	0.0%
本庁次長相当職	5	0	5	0.0%
本庁課長相当職	14	0	14	0.0%
本庁係長相当職	65	0	65	0.0%
一般職	161	11	172	6.4%

※管理職の女性割合 （上記役職の内、本庁課長級相当職以上が管理職）…0.0%

（11） 職員の職業生活と家庭生活との両立に資する環境整備の実績

職員研修
職員の健康増進を図るため健康管理研修会を実施した（令和7年12月）

（12） セクハラ等ハラスメント対策の整備実績

職員研修
ハラスメント研修を年3回実施した

2　女性活躍推進法第21条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

（1） 採用者に占める女性割合（令和8年4月1日採用）

男性	女性	合計	割合（実績値）	目標値
5	1	6	16.7%	50.0%

※目標値は宝塚市の目標であり、消防本部は対象外です（消防本部独自の目標値は設定無し）

（2） 男女別育児休業取得率（令和7年度新規取得者）

性別	対象者	育児休業取得人数	育児休業取得率	目標値
男性	23	19	82.6%	85.0%
女性	0	0	－－－	85.0%
合計	23	19	82.6%	

※目標値は宝塚市の令和8年3月31日時点の目標であり、消防本部は対象外です

※消防本部の目標値は性別にかかわらず令和7年度までに50%、令和12年度までに85%です

（3） 管理職に占める女性割合（令和8年4月1日現在）

男性	女性	合計	女性の割合（実績）	目標値
20	0	20	0.0%	30.0%

※管理職…副課長級以上の職員（特別職除く）

※目標値は宝塚市の目標であり、消防本部は対象外です（消防本部独自の目標値は設定無し）

（4） 男女別平均勤続年数

性別	平均勤続年数
男性	18.8年
女性	12.9年

3 女性活躍推進法第21条の規定に基づく職員の給与の男女の差異の情報公表

（1） 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	88.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	－－－
全職員	89.0%

（2）「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

ア 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－－－
本庁課長相当職	－－－
本庁課長補佐相当職	－－－
本庁係長相当職	－－－

イ 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	－－－
31～35年	－－－
26～30年	82.0%
21～25年	81.0%
16～20年	－－－
11～15年	－－－
6～10年	104.0%
1～5年	97.0%

【説明欄】

① 値が「－」の区分は女性職員がいないため、算出していません
② 休職、育児休業等のため、給与の支給が無かった月がある職員は、その状況を鑑み計算しています
（例：育児休業のため半年間給与の支給が無かった ⇒ 0.5人として計算する